

「神戸川の河川環境調査に関する専門家委員会」設置要綱

(名称)

第1条 本会は、神戸川の河川環境調査に関する専門家委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、「神戸川の潮発電所水利使用に関する調整会議の中間まとめ」（令和4年3月24日）に基づき、来島ダムからの分水、放流により、神戸川の河川環境に与える影響についての検討に必要な河川環境調査（モニタリング調査）の計画立案、調査の実施及び調査の結果に対して、意見及び助言を行うことを目的とする。

(組織等)

第3条 委員会は、島根県土木部長が委嘱した別表1にあげる委員により構成する。

2 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から2年間とする。

3 オブザーバーは別表2のとおりとする。

(座長)

第4条 委員会に、委員の互選により座長を置くものとする。

2 座長は、委員会を代表し、委員会の円滑な運営と進行を統括する。

3 座長は、必要と認める場合は、委員以外の者に対し、委員会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(オブザーバー)

第5条 委員会は、オブザーバーに資料の提供及び説明を求めることができる。

(議事の公開)

第6条 委員会の議事については、公開することを原則とする。ただし、公開する情報及び公開の方法については委員会で決定する。

2 非公開情報が含まれる事項について調査等を行う場合、及び議事を公開することにより委員会の公正又は円滑な運営に支障が生ずるおそれがある場合には、委員会の判断により非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、島根県土木部斐伊川神戸川対策課、出雲市農林水産部農業基盤課に置く。

2 事務局は、専門家委員会の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

(附則)

この要綱は、令和4年7月19日から施行する。

別紙表1 (第3条) 神戸川の河川環境調査に関する専門家委員会 委員

氏名	所属・職名	専門分野
かつき こうた 香月 興太	島根大学エスチュアリー研究センター 講師	植物プランクトン
かじかわ ゆうき 梶川 勇樹	鳥取大学 工学部 社会システム土木系学科 准教授	河川工学
さかい てつや 酒井 哲弥	島根大学 総合理工学部 地球科学科 教授	河川・海浜堆積物
さんべい よしかず 三瓶 良和	島根大学 総合理工学部 地球科学科 教授	底質・腐泥
すがはら しょうご 菅原 庄吾	島根大学 総合理工学部 物質化学科 講師	水質
はやし しょうへい 林 昌平	島根大学 生物資源科学部 環境共生科学科 助教	微生物生態・応用微生物
やまぐち けいこ 山口 啓子	島根大学 生物資源科学部 環境共生科学科 教授	底生生物・生態環境

50音順

別表2 オブザーバー

国土交通省中国地方整備局 出雲河川事務所
中国電力株式会社
出雲市
飯南町
美郷町
委員会が出席を求める学識者等